

平成22年度

施政方針

島本町長 川口 裕

目 次

1. はじめに -----	1
2. 平成 22 年度主要施策	
(1) 恒久平和と基本的人権尊重のまちづくり-----	3
(2) 歴史と文化を大切に自然環境を生かした 個性と活力のあるまちづくり-----	4
(3) 住民参加による住民と行政の 協働したまちづくり -----	6
(4) 安全で安心して暮らせる 豊かな住環境のあるまちづくり-----	7
(5) 保健・医療・福祉の充実した ともに支えあうまちづくり -----	9
(6) 生涯学習の振興と次代を担う子どもたちの ふるさと教育の充実したまちづくり-----	10
3. むすび -----	13

1.はじめに

平成 22 年度一般会計予算をはじめ各特別会計予算のご審議をお願いするにあたり、町政運営の方針と施策の大綱を申し述べ議員のみなさまはもとより、住民のみなさまのご理解とご協力を賜わりたいと存じます。

昨年 4 月、私は、町長・町議会議員同日選挙におきまして、議員のみなさまとともに、多くの住民のみなさまのあたたかいご支援、ご信託をいただき、島本町長として 2 期目のスタートをきることができました。

地方自治体を取り巻く大きな環境の変化の中で、改めまして、住民のみなさまの視点に立ち、生活を守るという使命を担うことの責任の重さを痛感するとともに、今後とも、住民のみなさまとともに全力で的確な町政運営に努めてまいる所存でございます。

また、町長に就任以来、一貫して申し上げておりますとおり、住民福祉の維持・向上とともに、小さな自治体の良さを生かし、住民と行政がお互いに顔の見える距離で多様な住民参加、住民と行政の協働によるまちづくりをさらに推進してまいりたいと考えております。

さて、我が国の社会経済情勢は、一昨年来の世界的な金融危機の影響により、雇用環境の悪化や円高、また、デフレによる景気抑制圧力の拡大などにより、たいへん厳しい局面を迎えております。

このような状況の中で、住民のみなさまに最も身近な基礎自治体として、その自立性を高めるとともに、安全で安心して暮らすことができるよう、本町の将来を左右する少子化対策、高齢化対策などの施策の充実が強く求められているものと認識しております。そのためには、今後とも安定した持続可能な住民サービスが提供できるための財政基盤をしっかりと確立しなければなりません。

このため、国の集中改革プランに合わせて、「島本町第四次行財政改革プラン」及び「同プラン推進計画」を策定し、行財政改革を推進しているところでございます。

なお、現在、第四次行財政改革プランの見直し作業を進めており、今後、新たに第五次となります「島本町第五次行財政改革プラン」を策定するとともに、これまで以上に積極的な行財政改革を推進し、財政の健全化に努めてまいります。

また、自主財源の確保と公平負担の原則から、町税をはじめとした使用料、手数料などの滞納整理につきましては、再任用職員を活用したプロジェクトチームによる取組みを一層強化してまいります。

なお、行財政改革の実施にあたりましては、住民生活への影響を極力抑制してまいりたいと考えておりますが、本町の将来を見据えた積極的な取組みが不可欠でありますことから、住民のみなさまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

本格的な地方分権時代を迎え、地方自治体は自らの責任と判断で職務を遂行していかなければなりません。市町村間競争がますます厳しくなっていく中で、近隣自治体との広域行政による連携など、住民ニーズを踏まえた取組みが必要であると考えております。

本町といたしましては、今後の広域行政の連携のあり方等につきまして、「高槻市・島本町広域行政勉強会」において、基礎自治体のあり方など、合併の議論も含めた調査・研究を進めてまいります。

住民のみなさまの長年の夢でありましたJR島本駅が平成20年3月に開業いたしました。これを契機として、本町の活性化を図るため、今後における本町の土地利用計画の見直しをはじめ、低炭素社会の構築に向けた環境問題などに的確に対応するため、昨年10月に目標年次を平成31年とした第四次島本町総合計画基本構想について、慎重にご審議いただき、ご可決をいただきました。現在、第四次総合計画基本計画（案）について、島本町総合計画審議会におきまして、慎重にご審議をいただいているところでございます。

本年度は、同審議会による第四次総合計画基本計画の答申をいただき、今後、本町の行政施策を計画的に実施するための実施計画とともに、第四次となります「島本町総合計画」を策定してまいります。

なお、今後の行財政運営にあたりましては、本計画に基づき、住民のみなさまの視点に立った効率かつ効果的で質の高い行政サービスを提供するための施策を展開するなど、的確な行財政運営に努めてまいります。

昭和15年に島本村から「島本町」となり、本年は、町制施行70周年となる記念すべき年であります。当時、世帯数1,023世帯、人口6,056人でありましたが、大阪と京都の間に位置する京阪神への通勤に便利なベッドタウンとして、住宅開発や企業立地などにより、飛躍的に人口増加を遂げ、今日の島本町として大きく発展してまいりました。

現在、自治体を取り巻く厳しい財政状況の中ではありますが、創意工夫のもと、記念式典と併せてイベントを開催するなど、住民のみなさまとともに、町制施行70周年を祝い、今後の本町のさらなる発展をめざしてまいりたいと考えております。

今後とも、住民と行政との協働によるまちづくりを積極的に推進し、「顔の見える行政」、「行動する役場」の実現をめざしてまいります。

この基本方針のもとに、平成22年度当初予算を編成いたしました結果、予算規模といたしましては、

一般会計	86億8,700万円
各特別会計	63億1,388万円
水道事業会計	7億1,677万2千円
合計	157億1,765万2千円

でございます。

2.平成 22 年度主要施策

それでは、平成 22 年度の主要施策について申し述べます。

(1) 恒久平和と基本的人権尊重のまちづくり

まず、「恒久平和と基本的人権尊重のまちづくり」についてであります。

本町では、私たちのまちの将来を担う子どもたちの未来が永遠に戦争のない平和な社会であることを願い、昭和 62 年（1987 年）に「核兵器廃絶・平和都市」を宣言しました。

日本非核宣言自治体協議会の一員として、核兵器廃絶と平和宣言を呼びかけるとともに、平和を愛し、核のない世界を創り上げるため、核実験の実施等に対しましては、厳重に抗議してまいります。

また、本町では、昭和 60 年に「島本町人権擁護に関する基本条例」にあわせて「島本町個人情報保護条例」を制定いたしました。

『人権尊重のまちづくりを通じ、豊かな社会の実現をめざすことは、私たちの重大な責務である』との認識のもと、人権意識の高揚・啓発、人権侵害の防止、差別の招来又は助長する行為の防止、並びに、個人情報の保護など、住民の基本的人権を擁護する行政施策を積極的に推進してまいりました。

しかしながら、同和問題は未だに解消されず、巧妙かつ悪質な差別事象が後を絶たない状況にあります。

このため、引き続き国、府等の関係機関及び本町の人権啓発推進協議会をはじめとした人権関係団体との一層の連携を図り、平和の尊さの啓発や差別意識の解消に向けた取り組みを進めてまいります。

人権文化センターにつきましては、地域交流事業として実施しております、「いこいの広場」、「ふれあい夜店と人権文化まつり」、また、「ふれあい劇場」などを通じて、地域に密着した取り組みを着実に展開しております。

今後とも、地域住民の人権尊重の啓発と福祉の向上並びに人権文化の情報発信と交流の拠点施設として、住民のみなさまに親しまれ愛されるよう各種事業の推進に努めてまいります。

男女共同参画につきましては、平成 18 年に「島本町男女共同参画推進条例」を制定し、男女平等の理念のもとで、性別による役割分担意識の解消に努めるとともに、一人ひとりの個性と能力が発揮できる男女共同参画社会の実現をめざした取り組みを推進してまいります。

ドメスティックバイオレンスや高齢者、児童への虐待などが全国的に多発しており、大きな社会問題となっております。これらの人権侵害や、あらゆる差別は、決して許されるものではありません。

すべての人の人権が尊重される豊かな社会を実現するためには、だれもが平等で幸せな生活が送れるよう、お互いを尊重し、力を合わせて人権を大切にすることを築いてい

くことが求められています。

同和問題をはじめとして、女性、障害者、高齢者、子ども、外国人、犯罪被害者とその家族の人権や北朝鮮による拉致問題など人権に関する課題は山積しており、人権問題を自分自身にかかわる身近な問題として考え、行動するための取組みを推進してまいります。

(2) 歴史と文化を大切に自然環境を生かした個性と活力のあるまちづくり

次に、「歴史と文化を大切に自然環境を生かした個性と活力のあるまちづくり」についてであります。

本町の約7割を占める山間部の貴重な森林につきましては、防災や地下水の涵養、また地球温暖化の防止などといった多様な機能があります。しかしながら、林業としての採算性や従事者の高齢化などにより、近年、著しく荒廃が進んでおります。

このため、昨年度に引き続き、間伐などの整備委託を実施するとともに、「フォレストサポーター養成講座」の修了者などによる森林ボランティア活動に対して助成を行うなど、住民のみなさまとの協働による森林の保全と活用に努めてまいります。

農業につきましても、農業従事者の高齢化などにより、担い手不足は深刻になっております。このような状況の下、昨年12月に農地法等の抜本的な改正があり、農地転用規制の厳格化、農地貸借の緩和など、農地制度の見直しが行われたところであります。

このため、農業委員会の果たす役割は、これまで以上に重要となっており、農業委員会の一層の充実を図る必要があるものと認識しております。

また、農業用施設の多くは、経年劣化による老朽化が進んでいることから、農作業に支障をきたすなど、改修が必要となっております。昨年度から農業用排水路等の補修整備を行っており、今後とも緊急を要する施設から、順次、進めてまいります。

国の「ふるさと雇用再生特別基金事業」を活用し、森林管理台帳等を整備するため、昨年度に土地所有者等の調査を実施しておりますが、本年度は、山林の地番ごとの位置関係に関する調査図の作成を行ってまいります。

また、「緊急雇用創出事業」につきましては、本町の雇用対策として、引き続き、直接作業従事者を雇用し、道路、水路、公園などの簡易な維持作業や清掃作業などを実施してまいります。

町道高浜幹線は、道路幅員が狭いにもかかわらず、通過交通量が多く、安全面などについて懸念されております。また、現在、当該道路に隣接して大規模な集合住宅の建設が進められており、さらなる交通量の増加が予想されます。

このため、淀川堤防を利用したバイパス道路整備の可能性につきまして、引き続き、国土交通省と協議を進めてまいります。

また、江川地区及び新設されます集合住宅の通学路等の安全対策として、町道高浜幹線の一部の歩道及び第四小学校の通用門の設置などについて、関係者と協議を進めてまいります。

島本町バリアフリー基本構想に基づき、阪急水無瀬駅のバリアフリー化工事が実施されており、昨年度から、河原町方面行きホームへのエレベータの設置、駅構内のトイレ

の設置などの工事が進められております。

本年度は、梅田方面行きホームへのエレベータ及びエスカレータの設置が予定されており、引き続き当該事業の補助を行ってまいります。

尺代地区の緊急時の避難道路の整備につきましては、平成 15 年度から事務を進めてまいりましたが、昨年度は、新たに国において創設されました「地域活力基盤創造交付金」を活用し、本格的に事業着手いたしました。

本年度は、未着手区間の用地境界確定測量、詳細設計及び用地取得など、平成 25 年度の完成をめざし、事務を進めてまいります。

本町の一定規模の橋梁は、建設後 30 年から 40 年を経過したものが多くあり、10 年後、あるいは、20 年後には老朽化のため短期間に架け替えなければならない橋梁が多く発生することが懸念されております。

橋梁の延命措置を図るため、本年度は現状把握のための点検と調査を実施し、長寿命化計画の策定に向け作業を進めてまいります。

本町の衛生化学処理場につきましては、設置後 44 年が経過しており、老朽化が著しく、大きな故障が発生した場合、し尿処理に支障をきたすこととなります。また、地元自治会からは、当該地域の下水道整備が完了した中で、衛生化学処理場の早期立退きを強く要望されています。

このような中、早期の課題解決に向け、「高槻市・島本町広域行政勉強会」におきまして、本町のし尿処理の広域化（事務委託）について、協議を進めてまいりたいと考えております。

なお、高槻市とのし尿処理の広域化が実現するまでの間、最小限度の維持補修を行い、施設の維持管理に努めてまいります。

清掃工場につきましては、設置後 19 年が経過し老朽化が懸念されますが、新たな建て替えは事実上困難な状況であります。

このような状況の中で、ごみ処理の広域化につきましても、本町の大きな課題となっておりますが、当面は、現在の清掃工場を 1 日でも長く使用できますよう、今後も重点的な維持・補修に努めてまいります。

なお、清掃工場は、焼却処理施設と粗大ごみや不燃ごみ等の破碎を行う粗大ごみ処理施設とで構成されており、現在、焼却処理施設は電気計装等専門知識を必要とする一部の部門を除き、町職員による運転業務を行っておりますが、一方、粗大ごみ処理施設は、既に全面的な運転業務委託をしております。このほかにも、焼却灰や減容化した不燃物等を最終処分場に搬出するための自動車運行管理業務などを委託して、経費節減に努めているところでございますが、「第四次行財政改革推進計画」に基づき、さらに環境分野におけるスリム化を図るため、広域化の研究とともに、施設全体の全面的な運営委託についても検討を進めてまいります。

また、「第四次行財政改革プラン推進計画」に示しております一般廃棄物処理手数料の改定に向けまして、島本町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部改正を予定しております。

(3) 住民参加による住民と行政の協働したまちづくり

次に、「住民参加による住民と行政の協働したまちづくり」についてであります。

本町の知名度の向上を図るため、「島本町タウンセールスプロジェクトチーム」を設置し、町内外からの集客力の向上とともに賑わいのあるまちづくりをめざして、これまでさまざまな調査・検討を進めてまいりました。

本年度は、町制施行70周年を記念し、地元企業とのコラボレーションによる事業などを通じて、本町の魅力を全国に発信するための取組みを進めてまいります。

駅前行政サービスコーナーの設置につきましては、厳しい財政状況の中、これまでの議論を踏まえ、様々な視点から検討を進めてまいりました。

社会経済情勢の変化とともに、住民ニーズも複雑・多様化しており、限られた財源の中での確かな施策の選択が強く求められております。このような中で、住民のみなさまの利便性の向上を第一義として考え、費用対効果や設置場所、実施方法等について、引き続き検討を行ってまいります。

住民のみなさまの自治意識の向上など、住民自治を実践するための基本指針となります「島本町まちづくり基本条例」の制定につきましては、昨年、町議会から申し入れのありました検討事項を踏まえ、「(仮称)島本町まちづくり基本条例策定委員会」におきまして、さらに慎重審議をいただき、とりまとめていただいたところでございます。

本年度におきましては、地方自治の本旨に基づき、本町としての主体的かつ自主性のある条例の制定に向けまして、事務を進めてまいります。

観光行政のあり方につきましては、これまでも様々なご意見をいただいたところでございます。

本町の限られた人員の中で、新たに観光を所管する部局の設置は困難であります。現行の組織の中に観光に関する事務分掌を明確に規定し、観光に関する取組みを積極的に行うことにより、賑わいづくりとともに、町内外へ本町の魅力を発信してまいりたいと考えております。

管理職への昇格につきましては、これまでの年功重視から、能力・実績重視へ移行すべきであるとの考えの下、若年職員の管理職への登用を積極的に行ってきたところでございます。

各役職の責任と果たすべき役割は、年齢、経験年数に関係なく同一でありますことから、今後、管理職をめざす若手職員への魅力づくりのひとつとするため、管理職手当を定率制から定額制に変更いたします。

本町で働く臨時職員、非常勤嘱託員のみなさまは、正職員とともに本町の円滑な行政運営を支えていただいている重要な人材であります。

このため、臨時職員や非常勤嘱託員のみなさまの健康管理面での処遇改善として、40歳以上で希望される方に対しましては、健康診断の項目に新たに「乳がん検診」を加え、正職員と同等の処遇にいたします。

(4) 安全で安心して暮らせる豊かな住環境のあるまちづくり

次に、「安全で安心して暮らせる豊かな住環境のあるまちづくり」についてでございます。

役場庁舎につきましては、昭和 47 年に建設して既に 37 年が経過し、老朽化が進んでおります。地震等の大規模災害が発生した際には、災害復旧対策の拠点となるとともに、住民のみなさまの大切な個人情報を守らなければなりません。

このため、役場庁舎の耐震診断を実施し、災害拠点の強化・充実に努めてまいります。

住民ホールにつきましては、役場庁舎と同様、昭和 47 年に建設して既に 37 年が経過しており、建物は勿論、設備面においても老朽化が進んでおります。平成 14 年 11 月には、住民ホール整備計画を策定するとともに、平成 15 年 7 月には、住民ホール整備検討委員会を立ち上げ、整備に向けて検討を進めてまいりました。

しかしながら、厳しい財政状況の中、前向きな整備が困難な状況となっており、必要最小限の経費で維持管理に努めておりますが、設備機器等の部品の確保が困難な状況となっております。また、現在の利用状況、さらには財政面においてもなお厳しい状況にありますことから、一定の周知期間を設けて使用停止を行う方向で事務を進めてまいります。

「自分たちのまちは自分たちで守る」をスローガンに結成される自主防災組織は、15 組織まで広がり、加入世帯も町全体の世帯数の 40 パーセントに拡大しております。

このため、自主防災組織に対する助成と活動等への支援を引き続き行うとともに、新たな組織結成のサポートを積極的に行い、地域における防災体制のさらなる充実に努めてまいります。

高齢化社会の急速な進展等に伴い、救急出動件数が増加傾向にあり、応急手当の普及啓発の一層の推進に努めてまいります。また、さらなる傷病者の救命効果の向上を図るため、気管挿管・薬剤投与などの高度救命処置を行うことが可能となる救急救命士の養成を継続して行い、住民の救急要請に的確に対応してまいります。

また、通信指令装置を改修するなど、消防施設の整備充実に努めるとともに、防火対象物の査察及び高齢者、一般住宅の防火診断・巡回広報などを積極的に実施し、併せて高齢者等の弱者を火災から守るため、より一層の住宅火災警報器設置の啓発活動を行い、火災をはじめとする各種災害による被害の抑制、軽減に努め、安心・安全なまちづくりを進めてまいります。

新型インフルエンザは、策年 4 月にメキシコ及び米国においてヒトへの感染が確認され、本町においても多くの住民のみなさまが感染されました。

本町におきましては、速やかに対策本部を設置し、かつて経験したことのない新たなウイルスの脅威に対して、昨年 2 月に策定した本町の「新型インフルエンザ対策行動計画」に基づき、関係機関と連携して対策を講じるとともに、昨年 12 月には、大阪府の行動計画の見直しに合わせ、第二版を策定いたしました。今後とも、常に危機管理意識を持って関係機関と連携を図りながら対策を講じてまいります。

阪急水無瀬駅前川側交通広場の活用につきましては、交通利便性の向上とともに、駐車場対策など、安全で快適な交通広場として、今後の利用方法などについて、検討を進めてまいりたいと考えております。

本町の都市計画の基本指針となります「都市計画マスタープラン」につきましては、第四次総合計画の策定作業にあわせて、昨年度から見直し作業を進めております。

本年度は、地区ごとのまちづくりのあり方などを取りまとめた地域別構想の検討を行い、新たな「都市計画マスタープラン」を策定してまいりたいと考えております。

また、JR島本駅西側農地の今後のあり方などについても、調査・研究を進めてまいります。

町営鶴ヶ池住宅跡地につきましては、現在、公用車及び職員駐車場、また、ふれあいセンターの臨時駐車場として使用しておりますが、未利用地部分についての有効な土地活用を図る必要があるものと考えております。

なお、厳しい財政状況の中で、本町の単独事業としての実施は困難でありますことから、民間資金を活用し、民設・民営によって、ふれあいセンターの機能を補完できるような施設のあり方について具体的に検討を進めてまいります。

水道事業につきましては、将来にわたる安全・安定給水の確保に向けまして、本年度も鉛管対策としての老朽給水管の布設替えや石綿セメント管の布設替えを行ってまいります。

また、公共下水道関連による配水管の布設替えのための実施設計、大藪浄水場や外部施設において老朽化している機械電気設備の更新を予定しております。

また、第4次拡張事業であります「大藪浄水場ろ過池更新工事」に伴い、第2期分の埋蔵文化財発掘調査を実施いたします。

さく井につきましては、本年度も改修工事や揚水試験を実施し、適正揚水量の把握に努め、地下水の保全と有効活用に努めてまいります。

なお、大阪府営水道の受水水量につきましては、昨年度と同じ水量を予定しており、複数水源による安定供給を確保し、引き続き、健全経営のもと住民福祉の向上に努めてまいります。

公共下水道事業につきましては、供用開始区域の拡大に向けまして、東大寺二丁目、山崎四丁目の整備を実施するとともに、平成17年に市街化区域に編入いたしました高浜・桜井地区の汚水整備のための実施設計を行います。また、本年12月に供用開始予定の「淀川右岸流域下水道高槻島本雨水幹線」への接続のための実施設計を予定しております。

また、本年度は、「山崎ポンプ場長寿命化計画」策定に向け作業を進めるとともに、引き続き、「島本町下水道地震対策緊急整備計画」に基づき施設の地震対策に努めてまいります。

本年度は、懸案事項となっております「第四次行財政改革プラン推進計画」に示しております下水道使用料の改定に向けまして、下水道条例の一部改正を予定しております。

今回の下水道使用料の改定に際しましては、「公共下水道事業特別会計財政健全化計

画」に基づき、費用の適正化を図ることとしております。また、消費税につきましても、今回、外税方式により転嫁することとしております。

なお、水道料金につきましても、消費税を外税方式により転嫁することといたしますが、下水道使用料の値上げに伴いまして住民のみなさまの負担軽減を図るため、水道料金の値下げを行いたく、給水条例の一部改正を予定しております。

今後とも、公共下水道事業特別会計及び水道事業会計の財政健全化に向け努力してまいります。

(5) 保健・医療・福祉の充実したともに支えあうまちづくり

次に、「保健・医療・福祉の充実したともに支えあうまちづくり」についてであります。

地域福祉の推進につきましては、昨年3月に策定いたしました「第2期島本町地域福祉計画」に基づき、特に身近な地域の相談役であります民生委員児童委員や小地域ネットワーク活動の推進拠点である社会福祉協議会等と連携を図り、地域のひとり暮らし年長者をはじめ、子どもから大人のみなさまが安心して住み続けることができる地域づくりを進めてまいります。

障害者施策につきましては、昨年3月に策定いたしました「第2期島本町障害福祉計画」に基づき、引き続き障害者の自立支援に向けた施策の推進及びサービスの提供に努めてまいります。

また、障害者自立支援法の見直しにあたりましては、国の動向を注視し、適切に対応してまいります。

母子福祉施策につきましては、「第2期島本町母子家庭等自立促進計画」に基づき、母子家庭の母が、就業に繋げるための資格を取得する就業環境の整備を図るため、「島本町母子家庭高等技能訓練促進事業」を新たに開始するとともに、母子自立支援員の相談日を週2日から週3日に拡充し、母子家庭等の自立支援に向けた施策の推進に努めてまいります。

疾病対策につきましては、国の補助事業を活用し、「女性特有のがん検診事業」として、特定年齢に達した女性に対し、検診手帳及び検診費用（マンモグラフィ検診と子宮頸部がん検診）が無料となる「がん検診無料クーポン券」を配布いたします。また、大腸がん検診につきましても、従前の集団検診に加え、新たに医療機関での個別検診を開始し、がん検診の受診率向上に努め、さらなる住民の健康づくりを推進します。

子育て支援事業につきましては、「島本町次世代育成支援対策行動計画」に基づき、仕事と家庭の両立支援等を目的として、着実に事業実施に努めてまいります。特に、地域社会全体で子育てをサポートしていく重要性が増している中、保育所などの子育て支援拠点施設の充実とともに複雑・多様化する保育ニーズに的確に応えなければなりません。

このため、子どもの預かりや保育施設等への送迎などにつきまして、住民のみなさまから、援助を受けたい人、援助を行いたい人の登録を行い、互いのコーディネートを町において行うファミリーサポートセンターの設置・運営に取り組んでまいります。

また、在宅子育て支援策の拡充のため、民間保育園が主体となり、定期的に公共施設に保育士などが出向き、親子を対象とし、子育て相談、遊びの指導を行う「出前保育」事業の開始にあたり、補助を行ってまいります。

「就学前の子どもの教育と保育環境の整備についての基本方針」につきましては、「町立第二保育所の民営化」、「町立第一幼稚園の幼保一元化」及び「町立保育所を拠点とした子育て支援の拡大」などの方針をお示しさせていただきました。現在、その実現に向けまして、保護者のみなさまを対象とした説明会を開催するなどの取組みを推進しているところでございます。今後、様々な保育ニーズに応えられますよう具体的な実施計画を策定し、精力的に事業執行に取り組んでまいります。

介護保険事業につきましては、昨年3月に策定いたしました「第4期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、保健福祉事業及び介護保険事業の推進に努めてまいります。

在宅給食サービス(配食サービス)につきましては、利用料の見直しを行うとともに、これまでニーズの高かった減塩食や透析食等の選択が可能となるきめ細やかなサービス提供に努めてまいります。

介護予防事業につきましては、「いきいき百歳体操」及び「かみかみ百歳体操」を核として支援を続けてまいります。

また、現在26カ所で開催しておりますが、より住民のみなさまが参加しやすい体制を構築し、さらに住民主体による地域活動のサポートに努めてまいります。

国民健康保険事業の運営につきましては、急速な少子・高齢化の進展、世界的な景気後退などによる所得の落ち込みにより、保険料収納率が低下するなど、本町の国民健康保険事業につきましても、厳しい財政状況が続いております。

このような状況ではありますが、医療制度改革で導入されました特定健診・特定保健指導を通じて、住民のみなさまの健康の保持、増進に積極的に取り組むとともに、健全かつ万全な運営に努めてまいります。

交通傷害補償事業につきましては、昭和43年度から実施しておりますが、引受けの保険会社における事業の見直しにより、本事業を継続実施することが困難となったため、平成23年3月末をもって廃止させていただく予定でございます。

(6) 生涯学習の振興と次代を担う子どもたちのふるさと教育の充実したまちづくり

次に、「生涯学習の振興と次代を担う子どもたちのふるさと教育の充実したまちづくり」についてであります。

21世紀の社会を担う子どもたちを育てていくためには、学校教育の一層の充実と向上が求められています。教育環境の整備はもとより、特色ある教育の推進が必要不可欠であります。

このため、子どもたちにとって学校が安全で快適な教育環境となるよう、整備、充実を計画的に行っているところであり、本年度は、「安全・安心」を基本に施設整備事業を進めてまいります。

まず、学校施設の耐震補強事業として、本年度は、昨年度の小学校 2 校に引き続き、中学校 2 校の耐震診断を実施いたします。耐震補強工事につきましては、財政状況がたいへん厳しい状況ではありますが、耐震診断の結果を踏まえ、年度計画を検討しながら、適切に進めてまいりたいと考えております。

また、小学校の校門に防犯カメラとオートロックを設置し、防犯体制の強化を図ってまいります。

そのほか、第四小学校の便所の改修工事を 3 ヶ年計画で行いたく、本年度から着手いたします。なお、工事期間中の児童等の安全確保については、万全を期してまいりたいと考えております。

平成 18 年度から幼稚園児の保護者の子育て支援を行うため、町立幼稚園 2 園で「預かり保育」事業を実施しており、保護者のみなさまから好評を得ております。

この事業を継続するとともに、さらに発展させた「就労支援型幼稚園」事業の実施に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。このことにより、幼児教育の選択肢の拡大が図れるなど、幼稚園教育の充実に繋がるものと考えております。

本町におきましては、これまで「確かな学力と豊かな人間性、そして健康な体」の育成をめざした教育を進めております。

本年度におきましても、子どもたちに『未来をたくましく生きる力』を育成するために、新教育課程の完全実施年度である平成 24 年を目標に小・中一貫カリキュラムの作成や合同行事の実施などを通じて、町全体で、「幼・小・中一貫教育」を推進いたします。また、「外国語活動推進事業」につきましては、継続実施し、幼稚園・小学校・中学校に配置している外国人講師を活用しながら、国際社会に生きる子どもの育成をめざします。

さらに、各学校において、引き続き少人数指導や習熟度別指導を進めるとともに「島本町学習状況調査」、「体力・運動能力調査」を実施し、その分析を通して、子どもたち一人ひとりの「自ら学ぶ意欲」、「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康な体」を育成する取組みを積極的に進めてまいります。

障害を有する子どもたちの教育については、関係機関とも連携しながら、支援を要する一人ひとりの教育的なニーズに応じた「支援教育」を進めてまいります。

次代を担う子どもたちの勤労観・職業観を育むとともに、コミュニケーション能力や情報活用能力を高めるため、地域人材による授業や体験活動、中学生の職場体験学習などを通して「キャリア教育」を展開いたします。

「中学校部活動指導者派遣」や「学校・園支援ボランティアネット」、「学校支援地域本部」など、学校・園と地域のみなさまの協働による効果的な教育活動を行うための支援体制の充実に図ってまいります。

また、「学校協議会連絡会」を定期的開催し、情報交換等を通して、各学校協議会の充実に図ってまいります。

町教育センターにつきましては、「スクールカウンセラー」、「特別支援教育相談員」による相談日を増やし、いじめ・不登校・虐待等に係る教育相談や児童・生徒の発達についての検査等、相談体制を充実いたします。

また、不登校児童・生徒に対する個々の状況に応じた「適応指導」を行い、学校復帰を支援してまいります。

昨年 12 月から広瀬遺跡の発掘調査を続けていたところ、後鳥羽上皇が造営した水無瀬離宮に関連したと思われる建築物跡が見つかり、大きくマスコミに取り上げられたところでございます。

現地での説明会には、町外の見学者も含めて、1,000 人を超す参加者があり、改めて文化財に対する関心の深さを実感いたしました。今後も、埋蔵文化財の発掘調査には慎重を期し、適切に対応してまいりたいと考えております。

昨年 4 月に水無瀬神宮で約 400 年伝わる「水無瀬駒関連資料」を町指定文化財第 1 号に指定し、住民のみなさまに広く公開したところでございます。

今後も、計画的に町指定文化財を指定し、住民のみなさまに親しまれる文化財として保存と活用を進めてまいります。

歴史文化資料館は、開館して 2 年余りが経過し、住民のみなさまをはじめ、町外からも多くのみなさまの来館がありました。本年度は、資料館内と正面広場を、歴史・文化の情報発信基地として、積極的に活用をしていただきたく考えております。資料館の設置目的を踏まえ、住民のみなさまが交流できる場として活用いただき、郷土理解と文化の向上に繋げてまいります。

ボランティア活動の情報収集、提供の一元化をめざし、ボランティア情報センターの設立に向けての具体的な取組みを引き続き進めてまいります。また、体育館の指定管理者の導入につきましても、引き続き検討を行ってまいります。

さらに、家庭・地域・学校が連携し、「放課後子ども教室」や「いきいき・ふれあい教育事業」などの子どもが安全で安心して活躍できる機会と場所づくりに努めてまいります。

生涯スポーツの振興に向けて、本年度は東大寺テニスコートの改修工事と町立プールにコインロッカーの設置を行います。なお、本町のスポーツ施設については、安全で快適な利用ができますよう、今後とも、計画的に整備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

3. むすび

平成 22 年度一般会計予算をはじめ各特別会計予算のご審議を仰ぐにあたり、町政運営の方針と施策の大綱を申し述べました。

これまで述べてまいりました取組みを着実に推進していくためには、住民、議会及び行政が一体となり、財政の健全化に向けた取組みが不可欠であると認識いたしております。

昨年、全面的に施行されました「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の趣旨を踏まえ、現下のたいへん厳しい財政状況の中で、今後、的確な施策選択とともに、適切な行財政運営にあたっていかなければなりません。

広域化が進む行政需要への対応や地域資源を戦略的に活用した広域的な地域活性化への取組みが必要であると考えており、「ないものねだり」から「あるもの探し」への積極的な施策を展開してまいりたいと考えております。

このため、全てのみなさまの英知を結集して、本町のさらなる発展をめざした取組みを推進するとともに、スピード感を持って、不断に改善・改革に努め、安定した住民サービスの提供に繋げてまいる所存であります。

議員のみなさまはもとより住民のみなさまにはさらなるご指導とご鞭撻を賜わりますようお願い申し上げます、施政方針とさせていただきます。